

一般社団法人 コレカラ・サポート

定 款

平成24年5月19日 作成

一般社団法人コレカラ・サポート 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人コレカラ・サポートと称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、今後ますます加速する高齢化社会において、高齢者の将来を見据えた日常生活における資金計画をはじめとしたサービスを提供することで、充実したシニアライフの創造に寄与するとともに、志を同じくする専門家と連携し、相続等、高齢期の諸問題の解決に向けた様々なサポートを行い、高齢者とその家族の支援を行うことで、社会に貢献することを主な目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ファイナンシャルプランニングに関する事業
- (2) 生活支援サービスに関する事業
- (3) 相続に関するコンサルティング
- (4) セミナー、勉強会などの開催
- (5) 情報提供に関する事業
- (6) 教育に関する事業
- (7) 書籍類、文具類の作成及び販売
- (8) 各種専門家に対する業務の斡旋、紹介
- (9) 各種保険契約の締結の媒介
- (10) 各種金融商品の媒介及び取次
- (11) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第2章 社員

(法人の構成員)

第6条 当法人は、当法人の事業に賛同する個人又は法人であって、事項の規定により当法人の社員となる資格を得た者をもって構成とする。

2 社員となるには当法人所定の様式による申込みをし、理事の過半数の承認を得るものとする。

(入会金及び会費)

第7条 社員は、当法人の事業活動において経常的に生じる費用に充てるため、社員総会において別に定める入会金及び会費を支払わなければならない。

(社員の資格喪失)

第8条 社員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 正当な理由なく1年以上会費を滞納し、催告を受けても会費を納入しなかったとき。
- (5) 除名されたとき。

(退社)

第9条 社員は、1か月以上前に当法人に対して退社届を提出することにより、いつでも退社することができる。ただし、やむを得ない事由があるときは、期限に関わりなく退社届を提出することにより、いつでも退社することができる。

(除名等)

第10条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をしたとき、又は本定款の定めに違反したときは、当該社員に対し弁明の機会を与えたうえで、一般社団及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の特別決議により、その社員を除名することができる。

2 当法人の社員が、当法人において管理または保有する著作物や技術情報等の財産を不正に取得若しくは譲渡したと認められる場合、前項の規定にかかわらず、当法人は当該社員に対し弁明の機会を与えたうえで、社員総会の特別決議により、その社員を除名することができる。

(社員の責任)

第11条 退社した又は除名された社員は、退社又は除名後においても当法人に対する債務の弁済及び

未履行业務を完遂する責任を負う。

(社員名簿)

第12条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(社員総会)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(権限)

第14条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 理事及び監事の選任または解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 計算書類等の承認
- (5) 社員の除名
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 基金の募集
- (8) 基金の返還
- (9) その他、社員総会で決議するものとして法令又は本定款において定められた事項

(開催地)

第15条 社員総会は、東京都もしくは埼玉県において代表理事が指定する場所において開催する。

(招集)

第16条 社員総会の招集は、次条第2項及び第25条第4項の規定により招集される場合を除き、理事の過半数の決議によってこれを決定し、代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに各社員に対して発する。

3 前項の招集通知は書面にて行う。ただし、承諾を得た社員に対しては、電磁的記録により通知を発することができる。

(社員による招集の請求)

第17条 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、理事に対し、社員総会の目的であ

る事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

2 次に掲げる場合には、前項の規定による請求をした社員は、裁判所の許可を得て、社員総会を招集することができる。

(1) 前項の規定による請求の後遅滞なく招集の手続が行われない場合

(2) 前項の規定による請求があった日から6週間以内の日を社員総会の日とする社員総会の招集の通知が発せられない場合

(決議の方法)

第18条 社員総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

2 本定款の変更に関する決議については、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(議決権)

第19条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

2 社員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該社員又は代理人は、代理権を証明する書面を提出しなければならない。

3 前項の代理権の授与は、社員総会ごとにしなければならない。

4 代理人は当法人の社員に限り、その人数は1名とする。

(議長)

第20条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、副代表理事がこれに当たり、副代表理事が不在のときは当該社員総会で議長を選出する。

2 議長は、当該社員総会の秩序を維持し、議事を整理する。

3 議長は、その命令に従わない者その他当該社員総会の秩序を乱す者を退場させることができる。

(議事録)

第21条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。議事録は出席した理事が署名又は記名押印のうえ、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役員

(役員の設定等)

第22条 当法人に、次の役員を置く。

理事 2名以上5名以内

監事 2名以内

- 2 理事のうち、1名を代表理事とし、必要に応じ、1名を副代表理事、2名以内を常務理事とすることができる。

(選任等)

第23条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事、副代表理事及び常務理事は、理事の互選によって理事の中から定める。

(理事の職務権限)

第24条 代表理事は当法人を代表し、その業務を執行する。

- 2 副代表理事は、代表理事の業務を補佐し、代表理事に事故があるときは、これに代わって当法人の業務を執行する。
- 3 常務理事は代表理事及び副代表理事を補佐し、当法人の業務を分担執行する。
- 4 代表理事、副代表理事及び常務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事及び監事に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 3 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは本定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事に報告しなければならない。
- 4 監事は、前項に規定する場合において、必要があるときは第16条における招集権者に対し、社員総会の招集を請求することができる。また、招集の請求から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を社員総会の日とする社員総会の招集通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、自ら社員総会を招集することができる。
- 5 監事は、理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法務省令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは本定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告しなければならない。

(任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会

の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事及び監事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解任)

第27条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、当該決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第28条 役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第29条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、その取引について重要な事実を開示し、社員総会の承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除)

第30条 当法人は、役員的一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事(当該責任を負う理事を除く)の過半数の同意によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第5章 基金

(基金の抛却)

第31条 当法人は、社員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の抛却を求めることができる。

(基金の募集)

第32条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、社員総会において決定するものとする。

(基金の運用)

第33条 基金の運用については、別に定める基金運用規定に基づき理事の過半数の決定により行う。

(基金の拠出者の権利)

第34条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還)

第35条 基金の拠出者に対する返還の手続については、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事の過半数の決定に従って行う。

2 前項の規定にかかわらず、当法人は、ある事業年度に係る貸借対照表上の純資産額が次に掲げる金額の合計額を超える場合においては、当該事業年度の次の事業年度に関する定時社員総会の日の前日までの間に限り、当該超過額を返還の総額の限度として基金の返還をすることができる。

(1) 基金（基金を返還する際に、代替基金として計上した額を含む）の総額

(2) 法務省令で定めるところにより資産につき時価を基準として評価を行っている場合において、その時価の総額がその取得価額の総額を超えるときは、時価を基準として評価を行ったことにより増加した貸借対照表上の純資産額

3 前項の規定に違反して当法人が基金の返還をした場合には、当該返還を受けた者及び当該返還に関する職務執行者（当該業務を執行した理事及び当該業務に職務上関与した者、次項以下において同じ）は、当法人に対し連帯して違法に返還された額を弁済する責任を負う。

4 前項の規定にかかわらず、職務執行者は、その職務を行うについて注意を怠らなかったことを証明したときは、同項の責任を負わない。

5 第3項の職務執行者の責任は、第30条の規定にかかわらず免除することができない。ただし、第2項の超過額を限度として当該責任を免除することについて総社員の同意がある場合は、この限りではない。

6 第2項の規定に違反して、基金の返還がされた場合においては、当法人の債権者は、当該返還を受けた者に対し、当該返還の額を当法人に対して返還することを請求することができる。

第6章 計算

(事業年度)

第36条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第37条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事の過半数の決議を経て社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第38条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた後、理事の承認を得て、定時社員総会に報告し、第3号から第5号の書類については、定時社員総会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 第1項の書類及び監査報告については、主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第7章 附則

(最初の事業年度)

第39条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成25年3月31日までとする。

(設立時の理事、監事及び代表理事)

第40条 当法人の設立時の理事、監事及び代表理事は、次のとおりである。

設立時理事 古川 美保

設立時理事 千葉 晃一

設立時監事 藤崎 仁

埼玉県さいたま市桜区西堀四丁目11番7号628

設立時代表理事 古川 美保

(設立時の社員の氏名及び住所)

第41条 当法人の設立時の社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

埼玉県さいたま市桜区西堀四丁目11番7号628

古川 美保

千葉県松戸市新松戸四丁目32番地の1 新松戸東パークハウスB-602

千葉 晃一

(法令の準拠)

第42条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

以上、一般社団法人コレカラ・サポート 設立のため、設立時社員 古川 美保、同 千葉 晃一 の定款作成代理人である、行政書士 久木田英樹 は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

平成24年 5月19日

設立時社員 古川 美保

同 千葉 晃一

上記設立時社員の定款作成代理人

埼玉県さいたま市緑区東浦和四丁目6番地1-201

行政書士 久木田 英樹

(登録番号 第09132233号)